

14. 訪問介護員等の質の向上

(ア) 介護職員基礎研修の創設

介護は人が人に対して行うサービスであり、介護に携わる職員の専門性を高めることは、介護サービスの質の向上を図る上で大変重要である。

このような観点から、「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究会」において、介護に携わる職員の研修体系について検討を行ってきたところであるが、この検討内容を踏まえ、平成18年度においては、訪問介護に従事できる養成研修として、現行の訪問介護員養成研修に加え、新たに「介護職員基礎研修」を位置づける予定である。

介護職員基礎研修については、高齢者の尊厳を支えられるようなケアを行える人材を養成するという観点から、現行の訪問介護員養成研修の課程に認知症の理解や医療・看護との連携などを加えるとともに、全体の時間数の充実を図り、500時間の研修とすることとしている（具体的には、以下のカリキュラム（案）を予定している）。なお、これまでの実務経験や訪問介護員養成研修課程の受講の有無により、一定の科目免除措置を講じる予定である。

（参考）介護職員基礎研修カリキュラム（案）

区分	科目	時間数
講義 及び 演習	生活支援の理念と尊厳の理解	30
	高齢者が活用する制度・サービスの理解	30
	障害と疾病の理解	30
	認知症の理解	30
	介護におけるコミュニケーションと介護技術	90
	生活支援の視点と家事援助技術	30
	医療・看護との連携	30
	介護におけるソーシャルワーク	30
	生活支援のためのアセスメントとプラン	30
	介護職の倫理と職務	30
実習	介護実習	140
合　　計		500

また、介護職員基礎研修の実施主体については、これまでの訪問介護員養成研修と同様に養成研修事業者を都道府県において指定していただくことを考えている。

訪問介護員養成研修（既存のホームヘルパー1級、2級、3級課程）については、「訪問介護員に関する省令」（平成12年厚生省令第23号）により実施してきたところであるが、本省令を廃止し、介護保険法施行規則に位置付け直すことを予定している。

訪問介護員養成研修及び介護職員基礎研修のカリキュラム等については、介護保険法施行規則及び告示に規定する予定である。また、介護職員基礎研修の各科目の詳細な内容、到達目標、指定養成事業者に関すること等を別途通知でお示しする予定である。なお、介護職員基礎研修については、都道府県及び養成研修事業者の準備ができ次第順次実施していただきたいと考えているので、本年4月以降の実施に向け配意願いたい。

（イ）現任の訪問介護員等に対する研修の実施

現任の訪問介護員の質の向上については、これまで、現任の訪問介護員等に対するテーマ別の研修、サービス提供責任者に対する研修等の事業を訪問介護員資質向上等推進事業において実施してきたところであるが、今般の三位一体改革により当該事業を一般財源化したところである。

しかしながら、質の高い訪問介護サービスを実現するためには、訪問介護員等に対し、その時々にあつたテーマや、地域の実情に応じたテーマによる研修は有効である。また、特にサービス提供責任者については、居宅介護支援事業者との連携や、利用者の状況を把握した上での訪問介護計画の作成、他の訪問介護員に対する指導等訪問介護サービスにおける中核的な役割を果たすものであることから、その専門性を向上させることは、質の高い訪問介護サービスを実現する上で大変重要である。

このように、現任者に対する研修等の重要性が減じたものではないので、引き続き都道府県におかれでは、事業の実施にご配慮をいただきたい。